

各都道府県総務部（局）長
（安全衛生担当課・公務災害担当課扱い）
（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局長
（安全衛生担当課・公務災害担当課扱い） } 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症による地方公共団体職員の健康管理・安全管理について

各地方公共団体におかれては、この度の新型コロナウイルス感染症への対応に多大なご尽力をいただいているところですが、特に、感染が拡大傾向にある地域にあつては、保健師、消防職員、医療関係に従事する職員等においては、精神的な緊張を伴う職務の中で心身の負担が過度となりメンタルヘルス不調をきたすことが懸念されること等から、下記1について積極的にご活用いただくとともに、また、職場内の感染拡大防止及び適切な公務災害補償の実施の観点から、下記2についてご留意いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び一部事務組合等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1. メンタルヘルス等に係る相談について

地方公共団体職員を対象としたメンタルヘルス等に係る相談については、各共済組合が実施している相談事業や、（一財）地方公務員安全衛生推進協会（以下「安衛協」という。）によるメンタルヘルス対策サポート推進事業[※]を有効に活用していただきたいこと。

2. 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の相談体制等について

職員が新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、原因が公務、私事に関わらず、各所属から人事当局への報告を行うなど適切に対応していただきたいこと。

また、例えば、患者の診療若しくは看護の業務に従事したために新型コロナウイルス感染症を発症するなど、公務又は通勤に起因して発症したものであると認められるときは、公務災害補償又は通勤災害補償の対象となることから、その旨を、職員向けポータルサイト等において、新型コロナウイルス感染症の予防に関することと併せて周知していただきたいこと。

※ メンタルヘルス対策サポート推進事業

主に人事担当者・安全衛生担当者・福利厚生担当者向けに、メンタルヘルス対策全般に係る相談窓口を設置し、専門の相談員（臨床心理士等）が電話・メール等によりアドバイスを行っています。

<http://www.jalsha.or.jp/schd/schd08>（平成31年4月1日付け地基メ第6号、安衛推協第70号地方公務員災害補償基金理事長及び安衛協理事長通知により各地方公共団体に通知しています。なお、令和2年度と同通知については、令和2年4月1日に通知予定です。）

〔 上記のほか、各地方公共団体に臨床心理士等を派遣する「メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業」も行っています。 〕

（注）詳細については、安衛協企画課（TEL 03-3230-2021（直通））にご確認ください。

【連絡先】

公務員部安全厚生推進室

担当：森谷、番、渡邊

電話：03-5253-5560（直通）